

ベンゾピンジフルピルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年7月8日～令和2年8月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

| 頂いた意見・情報※ | 食品安全委員会の回答 |
|--|--|
| <p>・日本で登録されている農薬（殺菌剤、抗生物質含む）の種類、成分数はダントツの世界一と理解していますが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をごらんになった上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかをお答えください。</p> <p>また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解もいただきたく存じます。</p> <p>・慢性毒性/発がん性併合試験において、雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生数の増加が認められたことから、量の大小に関わらず一律に残留禁止とするのが、国民の健康を第一に考えれば当然の処置と考えられますが、なぜそうしないのでしょうか？</p> | <p>慢性毒性/発がん性併合試験において、雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生数の増加が認められましたが、遺伝毒性試験の結果から生体において問題となる遺伝毒性は認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価にあたり、閾値を設定することは可能であると考えました。また、メカニズム試験の結果から、発生機序は、肝薬物代謝酵素の誘導による二次的なものと考えられました。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保され则认为ます。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めて</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>まいります。</p> <p>国内の登録農薬の種類及び成分数を含めた農薬の登録については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。</p> |
|--|--|

※頂いたものをそのまま掲載しています。